

佐本刑企発第154号
令和元年5月28日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

保 存	30年(令和32年3月31日まで)
有 効	令和32年3月31日まで
指導係	

佐 賀 県 警 察 本 部 長

「犯罪捜査のための通信傍受に関する司法警察職員捜査書類書式例」
の全部改正について（通達）

標記の件については、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）が本年6月1日から施行されることに伴い、別添のとおり、平成31年4月19日付け最高検企第117号をもって検事総長から指示されたところであるから、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本通達は令和元年6月1日から実施する。

最高検企第117号
平成31年4月19日

司法警察職員 殿

検事総長 稲田伸夫

「犯罪捜査のための通信傍受に関する司法警察職員捜査書類書式例」の全部
改正について（指示）

平成12年7月5日付け最高検企第138号当職指示「犯罪捜査のための通信傍
受に関する司法警察職員捜査書類書式例」の全部を下記のとおり改正し、本年6月
1日から施行します。

刑事訴訟法第193条第1項により指示します。

記

犯罪捜査のための通信傍受に関する司法警察職員捜査書類書式例を、別冊のとおり定める。

別 冊

犯罪捜査のための通信傍受に関する
司法警察職員捜査書類書式例

第1 書式例取扱要領

- 1 犯罪捜査のための通信傍受に関する司法警察職員捜査書類書式例は、司法警察員が犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号。以下「法」という。）に定めるところにより通信傍受を行う場合に、司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いるものとする。
- 2 司法警察員（国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警視以上の警察官，厚生労働大臣が指定する麻薬取締官及び海上保安庁長官が指定する海上保安官に限る。3において同じ。）が法第4条第1項の規定に基づき傍受令状の請求をするときは、様式第1号の1「傍受令状請求書（甲）」、様式第1号の2「傍受令状請求書（乙）」又は様式第1号の3「傍受令状請求書（丙）」によるものとする。
- 3 司法警察員が法第7条第1項の規定に基づき傍受ができる期間の延長の請求をするときは、様式第2号「傍受期間延長請求書」によるものとする。
- 4 司法警察員は、立会人が法第13条第2項（法第21条第1項において準用する場合を含む。）の規定により意見を述べたとき又は意見を述べなかったときは、その旨を記載した様式第3号「意見書」を立会人に作成させるものとする。
- 5 司法警察員が傍受の実施をしたときは、様式第4号の1「傍受調書（甲）」、様式第4号の2「傍受調書（乙）」、様式第4号の3「傍受調書（丙）」又は様式第4号の4「傍受調書（丁）」を作成するものとする。この場合において、傍受調書（甲）又は傍受調書（丙）を作成するに当たっては、上記4の意見書の謄本を添付するものとする。ただし、立会人が述べた意見が意見書に十分反映されていないときは、意見書を引用した上、司法警察員において、傍受調書（甲）については「通信傍受法第13条第2項の規定により立会人が述べた意見」欄に、傍受調書（丙）については「通信傍受法第13条第2項の規定により立会人が述べた意見」欄及び「通信傍受法第21条第1項において準用する同法第13条第2項の規定により立会人が述べた意見」欄にそれぞれ立会人の意見を補充して記載するものとする。
- 6 司法警察員は、法第24条第1項後段又は第26条第2項の記録媒体を作成したときは、様式第5号「記録媒体作成調書」を作成するものとする。
- 7 司法警察員は、傍受記録を作成する前に、傍受をした通信又は再生をした通信の記録をした記録媒体についてその複製等（複製その他記録の内容の全部又は一部をそのまま記録した物又は書面をいう。9において同じ。）を作成したときは、様式第6号「複製等作成調書（甲）」を作成するものとする。
- 8 司法警察員は、法第29条第1項又は第2項の規定に基づき傍受記録（法第32条第3項の規定による傍受の原記録の複製を含む。9において同じ。）を作成

したときは、様式第7号「傍受記録作成調書」を作成するものとする。

9 司法警察員が傍受記録の複製等を作成したときは、様式第8号「複製等作成調書（乙）」を作成するものとする。

10 司法警察員が傍受記録等（傍受をした通信又は再生をした通信の記録をした記録媒体であって傍受記録を作成する前に作成したもの〔傍受の原記録を除く。〕及びその複製等並びに傍受記録及びその複製等をいい、傍受をした通信又は再生をした通信の記録の内容の全部又は一部がそのまま記録されている捜査書類を除く。11において同じ。）を検察官に送致等するときは、様式第9号「傍受記録等総目録」を作成するものとする。

11 司法警察員が傍受記録等を検察官に送致等するときは、傍受記録等は、様式第10号の1「傍受記録等袋（大）」、様式第10号の2「傍受記録等袋（中）」又は様式第10号の3「傍受記録等袋（小）」に入れ、又は包装するものとする。

第2 書式例

様式第1号の1	傍受令状請求書（甲）
様式第1号の2	傍受令状請求書（乙）
様式第1号の3	傍受令状請求書（丙）
様式第2号	傍受期間延長請求書
様式第3号	意見書
様式第4号の1	傍受調書（甲）
様式第4号の2	傍受調書（乙）
様式第4号の3	傍受調書（丙）
様式第4号の4	傍受調書（丁）
様式第5号	記録媒体作成調書
様式第6号	複製等作成調書（甲）
様式第7号	傍受記録作成調書
様式第8号	複製等作成調書（乙）
様式第9号	傍受記録等総目録
様式第10号の1	傍受記録等袋（大）
様式第10号の2	傍受記録等袋（中）
様式第10号の3	傍受記録等袋（小）

傍受令状請求書（甲）

年 月 日

地方裁判所
裁判官 殿

警察署

通信傍受法第4条による指定を受けた司法警察員

下記被疑事件につき，傍受令状の発付を請求する。

記

- 被疑者の氏名
- 被疑事実の要旨，罪名及び罰条
- 傍受すべき通信
- 傍受の実施の対象とすべき通信手段
- 傍受の実施の方法及び場所
- 傍受ができる期間
- 7日を超える有効期間を必要とするときは，その旨及び事由
- 請求に係る被疑事実の全部又は一部と同一の被疑事実について，前に同一の通信手段を対象とする傍受令状の請求又はその発付があったときは，その旨
- 傍受令状発付の要件たる事項

「通信傍受法」とは，「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」をいう。

- （注意） 1 必要に応じ適宜の項目から継続用紙を使用することは差し支えない。
2 枠組みは，省略することができる。

傍受令状請求書（乙）

年 月 日

地方裁判所
裁判官 殿

警察署

通信傍受法第4条による指定を受けた司法警察員

下記被疑事件につき，傍受令状の発付を請求し，併せて通信傍受法第20条第1項の許可の請求をする。

記

- 1 被疑者の氏名
- 2 被疑事実の要旨，罪名及び罰条
- 3 傍受すべき通信
- 4 傍受の実施の対象とすべき通信手段
- 5 傍受の実施の方法及び場所（通信傍受法第5条第4項後段の申立てをする場合にあっては，傍受の実施の方法，当該申立てをする旨及びその理由並びに指定期間における傍受の実施の場所及び指定期間以外の期間における傍受の実施の場所）
- 6 傍受ができる期間
- 7 7日を超える有効期間を必要とするときは，その旨及び事由
- 8 請求に係る被疑事実の全部又は一部と同一の被疑事実について，前に同一の通信手段を対象とする傍受令状の請求又はその発付があったときは，その旨
- 9 傍受令状発付の要件たる事項
- 10 通信傍受法第20条第1項の許可の請求をする理由及び通信管理者等に関する事項

「通信傍受法」とは，「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」をいう。

- （注意） 1 必要に応じ適宜の項目から継続用紙を使用することは差し支えない。
2 枠組みは，省略することができる。

傍受令状請求書（丙）

年 月 日

地方裁判所
裁判官 殿

警察署

通信傍受法第4条による指定を受けた司法警察員

下記被疑事件につき，傍受令状の発付を請求し，併せて通信傍受法第23条第1項の許可を請求する。

記

- 1 被疑者の氏名
- 2 被疑事実の要旨，罪名及び罰条
- 3 傍受すべき通信
- 4 傍受の実施の対象とすべき通信手段
- 5 傍受の実施の方法及び場所
- 6 傍受ができる期間
- 7 7日を超える有効期間を必要とするときは，その旨及び事由
- 8 請求に係る被疑事実の全部又は一部と同一の被疑事実について，前に同一の通信手段を対象とする傍受令状の請求又はその発付があったときは，その旨
- 9 傍受令状発付の要件たる事項
- 10 通信傍受法第23条第1項の許可の請求をする理由，通信管理者等に関する事項及び傍受の実施に用いるものとして指定する特定電子計算機を特定するに足りる事項

「通信傍受法」とは，「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」をいう。

（注意）1 必要に応じ適宜の項目から継続用紙を使用することは差し支えない。

2 枠組みは，省略することができる。

傍受期間延長請求書

年 月 日

地方裁判所
裁判官 殿

警察署

通信傍受法第7条第1項による指定を受けた司法警察員

被疑者 に対する 被疑事件につき，
下記のとおり傍受ができる期間の延長を請求する。

記

1 傍受令状請求の年月日
年 月 日

2 前に延長された期間
始期 年 月 日
終期 年 月 日 （ 日間）

3 延長を求める期間
始期 年 月 日
終期 年 月 日 （ 日間）

4 延長を必要とする事由

「通信傍受法」とは、「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」をいう。

（注意） 枠組みは，省略することができる。

被疑者	
罪 名	

意見書

年 月 日

警察署
司法警察員 殿

立 会 人
職 業
氏 名

私は、 年 月 日、 警察署司法警察員から傍受の実施又は再生の実施に当たり、傍受の実施又は再生の実施の方法、傍受令状によって定められた条件及び立会人の役割等について説明を受けた上、 年 月 日 午 時 分から 年 月 日 午 時 分までの間、

において傍受の実施又は再生の実施に立ち会いましたが、私の意見は、下記のとおりです。

記

- ☐ 意見はありません。
- ☐ 意見は次のとおりです。

(注意) □印のある欄については、該当の□印の中にレを付けること。

取扱者印

傍 受 調 書（甲）

年 月 日

警察署
司法警察員

被疑者 に対する 被疑事件につき、
本職は、傍受令状を 示して、下記のとおり傍受の実施をした。
記

- 1 傍受令状の発付及び傍受ができる期間の延長の裁判の年月日並びに傍受令状を発付した裁判官が所属する裁判所名
- 2 被疑者の氏名
- 3 傍受の実施をした者の官公職氏名
- 4 傍受の実施の対象とされた通信手段
- 5 傍受の実施の方法及び場所
- 6 傍受の実施の開始、中断及び終了の年月日時
- 7 立会人の氏名及び職業
- 8 通信傍受法第13条第2項の規定により立会人が述べた意見
- 9 通信傍受法第15条に規定する通信については、当該通信に係る犯罪の罪名及び罰条並びに当該通信が同条に規定する通信に該当すると認めた理由
- 10 通信傍受法第14条第2項の規定により傍受をした通信について同法第29条第5項の規定により通信の記録を消去したときは、消去した者の官公職氏名、消去した年月日時及び消去した部分
- 11 傍受の実施をしている間において記録媒体の交換をした年月日時
- 12 通信傍受法第25条第1項の規定による封印の年月日時及び封印をした立会人の氏名
- 13 傍受の実施をしている間における通話の開始及び終了の年月日時
- 14 傍受をした通信
 - (1) 傍受の根拠となった条項
 - (2) 開始及び終了の年月日時
 - (3) 通信の当事者の氏名その他その特定に資する事項
 - (4) 記録媒体中の記録箇所を特定するに足りる事項
- 15 その他傍受の実施の経過

「通信傍受法」とは、「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」をいう。

- (注意) 1 必要に応じ適宜の項目から継続用紙を使用することは差し支えない。
2 枠組みは、省略することができる。

傍 受 調 書 (乙)

年 月 日

警察署
司法警察員

被疑者 に対する 被疑事件につき、
本職は、傍受令状を 示して、下記のとおり傍受の実施をした。

記

- 1 傍受令状の発付及び傍受ができる期間の延長の裁判の年月日並びに傍受令状を発付した裁判官が所属する裁判所名
- 2 被疑者の氏名
- 3 傍受の実施をした者の官公職氏名
- 4 傍受の実施の対象とされた通信手段
- 5 傍受の実施の方法及び場所
- 6 傍受の実施の開始、中断及び終了の年月日時
- 7 通信傍受法第23条第1項の規定による通信の原信号の暗号化及び暗号化信号の伝送を行った通信管理者等の氏名及び職業
- 8 傍受の実施に用いた特定電子計算機を特定するに足りる事項
- 9 通信傍受法第15条に規定する通信については、当該通信に係る犯罪の罪名及び罰条並びに当該通信が同条に規定する通信に該当すると認めた理由
- 10 通信傍受法第14条第2項の規定により傍受をした通信について同法第29条第5項の規定により通信の記録を消去したときは、消去した者の官公職氏名、消去した年月日時及び消去した部分
- 11 傍受の実施をしている間において記録媒体の交換をした年月日時
- 12 傍受の実施をしている間における通話の開始及び終了の年月日時
- 13 傍受をした通信
 - (1) 傍受の根拠となった条項
 - (2) 開始及び終了の年月日時
 - (3) 通信の当事者の氏名その他その特定に資する事項
 - (4) 記録媒体中の記録箇所を特定するに足りる事項
- 14 その他傍受の実施の経過

「通信傍受法」とは、「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」をいう。

- (注意) 1 必要に応じ適宜の項目から継続用紙を使用することは差し支えない。
2 枠組みは、省略することができる。

傍 受 調 書 (丙)

年 月 日

警察署
司法警察員

被疑者 に対する 被疑事件につき、
本職は、傍受令状を 示して、下記のとおり傍受の実施をした。

記

- 1 通信傍受法第20条第1項の規定による傍受の実施をした期間以外の期間
 - (1) 傍受令状の発付及び傍受ができる期間の延長の裁判の年月日並びに傍受令状を発付した裁判官が所属する裁判所名
 - (2) 被疑者の氏名
 - (3) 傍受の実施をした者の官公職氏名
 - (4) 傍受の実施の対象とされた通信手段
 - (5) 傍受の実施の方法及び場所
 - (6) 傍受の実施の開始、中断及び終了の年月日時
 - (7) 立会人の氏名及び職業
 - (8) 通信傍受法第13条第2項の規定により立会人が述べた意見
 - (9) 通信傍受法第15条に規定する通信については、当該通信に係る犯罪の罪名及び罰条並びに当該通信が同条に規定する通信に該当すると認めた理由
 - (10) 通信傍受法第14条第2項の規定により傍受をした通信について同法第29条第5項の規定により通信の記録を消去したときは、消去した者の官公職氏名、消去した年月日時及び消去した部分
 - (11) 傍受の実施をしている間において記録媒体の交換をした年月日時
 - (12) 通信傍受法第25条第1項の規定による封印の年月日時及び封印をした立会人の氏名
 - (13) 傍受の実施をしている間における通話の開始及び終了の年月日時
 - (14) 傍受をした通信については、傍受の根拠となった条項、その開始及び終了の年月日時、通信の当事者の氏名その他その特定に資する事項並びに記録媒体中の記録箇所を特定するに足りる事項

2 通信傍受法第20条第1項の規定による傍受の実施をした期間

- (1) 傍受令状の発付及び傍受ができる期間の延長の裁判の年月日並びに傍受令状を発付した裁判官が所属する裁判所名
- (2) 被疑者の氏名
- (3) 傍受の実施をした者の官公職氏名
- (4) 再生の実施をした者の官公職氏名
- (5) 傍受の実施の対象とされた通信手段
- (6) 傍受の実施の方法及び場所
- (7) 指定期間の開始及び終了の年月日時
- (8) 傍受の実施の開始、中断及び終了の年月日時
- (9) 傍受の実施をしている間における通話の開始及び終了の年月日時
- (10) 通信傍受法第21条第1項の規定による再生の実施の開始、中断及び終了の年月日時
- (11) 通信傍受法第20条第1項の規定による通信の原信号の暗号化及び暗号化信号の一時的保存並びに同法第21条第1項の規定による暗号化信号の復号を行った通信管理者等の氏名及び職業
- (12) 立会人の氏名及び職業
- (13) 通信傍受法第21条第1項において準用する同法第13条第2項の規定により立会人が述べた意見
- (14) 通信傍受法第20条第1項の規定による傍受の実施をしている間の通話のうち同法第21条第1項の規定による復号をされた暗号化信号、同項の規定による復号をされる前に消去された暗号化信号及びそれら以外の暗号化信号にそれぞれ対応する部分を特定するに足りる事項
- (15) 通信傍受法第15条に規定する通信については、当該通信に係る犯罪の罪名及び罰条並びに当該通信が同条に規定する通信に該当すると認めた理由
- (16) 通信傍受法第21条第4項の規定により再生をした通信について同法第29条第5項の規定により通信の記録を消去したときは、消去した者の官公職氏名、消去した年月日時及び消去した部分
- (17) 再生の実施をしている間において記録媒体の交換をした年月日時
- (18) 通信傍受法第25条第2項の規定による封印の年月日時及び封印をした立会人の氏名
- (19) 通信傍受法第21条第1項の規定による再生をした通信については、再生の根拠となった条項、その開始及び終了の年月日時、通信の当事者の氏名その他その特定に資する事項並びに記録媒体中の記録箇所を特定するに足りる事項

3 その他傍受の実施又は再生の実施の経過

「通信傍受法」とは、「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」をいう。

(注意) 1 必要に応じ適宜の項目から継続用紙を使用することは差し支えない。

2 枠組みは、省略することができる。

傍 受 調 書 (丁)

年 月 日

警察署
司法警察員

被疑者 に対する 被疑事件につき、
本職は、傍受令状を 示して、下記のとおり傍受の実施をした。
記

- 1 通信傍受法第23条第1項第2号の規定による傍受の実施をした期間以外の期間
 - (1) 傍受令状の発付及び傍受ができる期間の延長の裁判の年月日並びに傍受令状を発付した裁判官が所属する裁判所名
 - (2) 被疑者の氏名
 - (3) 傍受の実施をした者の官公職氏名
 - (4) 傍受の実施の対象とされた通信手段
 - (5) 傍受の実施の方法及び場所
 - (6) 傍受の実施の開始、中断及び終了の年月日時
 - (7) 通信傍受法第23条第1項の規定による通信の原信号の暗号化及び暗号化信号の伝送を行った通信管理者等の氏名及び職業
 - (8) 傍受の実施に用いた特定電子計算機を特定するに足りる事項
 - (9) 通信傍受法第15条に規定する通信については、当該通信に係る犯罪の罪名及び罰条並びに当該通信が同条に規定する通信に該当すると認めた理由
 - (10) 通信傍受法第14条第2項の規定により傍受をした通信について同法第29条第5項の規定により通信の記録を消去したときは、消去した者の官公職氏名、消去した年月日時及び消去した部分
 - (11) 傍受の実施をしている間において記録媒体の交換をした年月日時
 - (12) 傍受の実施をしている間における通話の開始及び終了の年月日時
 - (13) 傍受をした通信については、傍受の根拠となった条項、その開始及び終了の年月日時、通信の当事者の氏名その他その特定に資する事項並びに記録媒体中の記録箇所を特定するに足りる事項

- 2 通信傍受法第23条第1項第2号の規定による傍受の実施をした期間
- (1) 傍受令状の発付及び傍受ができる期間の延長の裁判の年月日並びに傍受令状を発付した裁判官が所属する裁判所名
 - (2) 被疑者の氏名
 - (3) 傍受の実施をした者の官公職氏名
 - (4) 再生の実施をした者の官公職氏名
 - (5) 傍受の実施の対象とされた通信手段
 - (6) 傍受の実施の方法及び場所
 - (7) 傍受の実施の開始、中断及び終了の年月日時
 - (8) 傍受の実施をしている間における通話の開始及び終了の年月日時
 - (9) 通信傍受法第23条第4項の規定による再生の実施の開始、中断及び終了の年月日時
 - (10) 通信傍受法第23条第1項の規定による通信の原信号の暗号化及び暗号化信号の伝送を行った通信管理者等の氏名及び職業
 - (11) 傍受の実施に用いた特定電子計算機を特定するに足りる事項
 - (12) 通信傍受法第23条第1項第2号の規定による傍受の実施をしている間の通話のうち同条第4項の規定による復号をした暗号化信号、同項の規定による復号をする前に消去した暗号化信号及びそれら以外の暗号化信号にそれぞれ対応する部分を特定するに足りる事項
 - (13) 通信傍受法第15条に規定する通信については、当該通信に係る犯罪の罪名及び罰条並びに当該通信が同条に規定する通信に該当すると認めた理由
 - (14) 通信傍受法第23条第4項においてその例によることとされる同法第21条第4項により再生した通信について同法第29条第5項の規定により通信の記録を消去したときは、消去した者の官公職氏名、消去した年月日時及び消去した部分
 - (15) 再生の実施をしている間において記録媒体の交換をした年月日時
 - (16) 通信傍受法第23条第4項の規定による再生をした通信については、再生の根拠となった条項、その開始及び終了の年月日時、通信の当事者の氏名その他その特定に資する事項並びに記録媒体中の記録箇所を特定するに足りる事項
- 3 その他傍受の実施又は再生の実施の経過

「通信傍受法」とは、「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」をいう。

(注意) 1 必要に応じ適宜の項目から継続用紙を使用することは差し支えない。

2 枠組みは、省略することができる。

記録媒体作成調書

年 月 日

警察署
司法警察員

被疑者 に対する 被疑事件につき、
本職は、下記のとおり、通信傍受法第 24 条第 1 項後段又は第 26 条第 2 項の
記録媒体を作成した。

記

1 作成年月日時

年 月 日 午 時 分から 年 月 日 午 時 分まで

2 傍受の実施の対象とした通信手段

3 作成した記録媒体の種類及び数量

「通信傍受法」とは、「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」をいう。

(注意) 枠組みは、省略することができる。

複製等作成調書（甲）

年 月 日

警察署
司法警察員

被疑者 に対する 被疑事件につき、
本職は、下記のとおり、傍受記録を作成する前に傍受をした通信又は再生をした
通信の記録をした記録媒体の複製等を作成した。

記

1 作成の目的

2 作成年月日時

年 月 日 午 時 分から 年 月 日 午 時 分まで

3 作成場所

4 複製等の元となる記録媒体等を特定するに足りる事項

5 作成した複製等の種類及び数量

（注意） 枠組みは、省略することができる。

傍受記録作成調書

年 月 日

警察署
司法警察員

被疑者 に対する 被疑事件につき，
本職は，下記のとおり傍受記録1通を作成した。
記

- 1 作成年月日時
年 月 日 午 時 分から 年 月 日 午 時 分まで
- 2 作成場所
- 3 通信傍受法第29条第3項又は同条第4項の記録媒体又は複製を特定するに足りる事項
☐ 別添記録媒体作成調書写しのとおり
☐ 別添複製等作成調書（甲）写しのとおり
- 4 3の記録媒体又は複製から消去した通信の記録
(1) 通信の開始及び終了の年月日時
(2) 記録媒体又は複製中の記録箇所を特定するに足りる事項
(3) 傍受又は再生の根拠となった条項
- 5 3の記録媒体又は複製から消去しなかった通信の記録
(1) 通信の開始及び終了の年月日時
(2) 記録媒体又は複製中の記録箇所を特定するに足りる事項
(3) 傍受又は再生の根拠となった条項
(4) 通信傍受法第29条第3項各号又は同条第4項各号に該当する事由
- 6 通信傍受法第32条第3項に規定する複製
(1) 複製を作成した傍受の原記録を特定するに足りる事項
(2) 複製に記録した通信の開始及び終了の年月日時
(3) (1)の傍受の原記録中の(2)の通信の記録箇所を特定するに足りる事項

「通信傍受法」とは、「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」をいう。

（注意）1 □印のある欄については，該当の□印の中にレを付けること。

2 事例に応じ，不要の文字を削ること。また，必要に応じ適宜の項目から継続用紙を使用することは差し支えない。

3 枠組みは，省略することができる。

（用紙 日本工業規格A4）

複製等作成調書（乙）

年 月 日

警察署
司法警察員

被疑者（被告人） に対する 被 事件につき、
本職は、下記のとおり、傍受記録の複製等を作成した。
記

1 作成の目的

2 作成年月日時

年 月 日 午 時 分から 年 月 日 午 時 分まで

3 作成場所

4 複製等の元となる傍受記録又は傍受記録の複製等を特定するに足りる事項

5 作成した複製等の種類及び数量並びに複製等を作成した通信の開始、終了の年月日時及び傍受記録中の記録箇所を特定するに足りる事項

- （注意） 1 事例に応じ、不要の文字を削ること。
2 枠組みは、省略することができる。

被疑者

進行 番号	番号	傍受記録等の種類	記録媒体の種類	作成根拠を示す書類

- (用紙 日本工業規格 A 4)

様式第10号の1（傍受記録等袋，大）

37 cm

検 察 庁

傍受記録等管理簿 の 進 行 番 号	年 第 号
被 疑 者	※

※ 警察署送第 号

24 cm

（注意） ※印の欄は警察署で記入すること。

様式第10号の2（傍受記録等袋，中）

検 察 庁	
傍受記録等管理簿 の 進 行 番 号	年 第 号
被 疑 者	※
※	警察署送第 号

（注意） ※印の欄は警察署で記入すること。

様式第10号の3（傍受記録等袋，小）

検 察 庁	
傍受記録等管理簿 の 進 行 番 号	年 第 号
被 疑 者	※
※	警察署送第 号

22.5 cm

8.5 cm

（注意） ※印の欄は警察署で記入すること。